



2025年12月17日

各 位

会 社 名 ヤスハラケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 安原 穎二
(コード: 4957 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 栗本 優行
(TEL. 0847-45-3530)

**YAHO株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

YAHO株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025年11月4日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年12月16日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年12月23日（本公開買付けの決済の開始日）付で、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料2025年12月17日付「ヤスハラケミカル株式会社株式（証券コード：4957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果についての報告を受けました。

本公開買付けに応募された当社株式の総数（5,209,782株）が買付予定数の下限（2,875,600株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

（1）異動予定年月日

2025年12月23日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式5,209,782株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2025年12月23日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、当社の総株主等の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなります。

一方、当社の主要株主である筆頭株主のワイエス興産有限会社（以下「ワイエス興産」といいます。）は、上記の結果、同日付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当社の主要株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主のヤスハラケミカル取引先持株会は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募した結果、同日付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

- ① 新たに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなる株主（公開買付者）の概要

(1) 名 称	YAHOO株式会社								
(2) 所 在 地	広島県府中市高木町 1071 番地								
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 安原 複二								
(4) 事 業 内 容	当社株式の取得及び保有								
(5) 資 本 金	50,000 円								
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 9 月 29 日								
(7) 大株主及び持株比率	安原 複二 100.00%								
(8) 当社と公開買付者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である安原複二氏は、当社株式を 1,186,560 株（所有割合（注1）：13.07%）所有しております。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社の代表取締役社長である安原複二氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>該当事項はありません。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>公開買付者は、当社の代表取締役である安原複二氏が議決権の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。</td></tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である安原複二氏は、当社株式を 1,186,560 株（所有割合（注1）：13.07%）所有しております。	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である安原複二氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。	取 引 関 係	該当事項はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役である安原複二氏が議決権の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。
資 本 関 係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である安原複二氏は、当社株式を 1,186,560 株（所有割合（注1）：13.07%）所有しております。								
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である安原複二氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。								
取 引 関 係	該当事項はありません。								
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役である安原複二氏が議決権の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。								

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年10月31日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 10,839,663 株から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,763,993 株）を控除した株式数（9,075,670 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

- ② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	ワイエス興産有限会社
(2) 所 在 地	広島県府中市高木町 424 番地の 5
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 安原 複二
(4) 事 業 内 容	資産管理会社
(5) 資 本 金	10,800,000 円

- ③ 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	ヤスハラケミカル取引先持株会
(2) 所 在 地	広島県府中市高木町 1071 番地
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 田中 正治
(4) 事 業 内 容	取引先持株会

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数、議決権所有割合（注2）及び所有株式数

- ① YAHOO株式会社（公開買付者）

属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)	大株主順位		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	—	—	—
異動後	親会社、主要株主である筆頭株主及	52,097 個 (57.40%)	—	52,097 個 (57.40%) 第 1 位

	び主要株主	5,209,782 株)		5,209,782 株)	
--	-------	--------------	--	--------------	--

(注2) 「議決権所有割合」は、本基準株式数(9,075,670株)に係る議決権の数(90,756個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。

② ワイエス興産有限会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	12,370 個 (13.63%、 1,237,032 株)	— —	12,370 個 (13.63%、 1,237,032 株)	第1位
異動後	主要株主	12,370 個 (13.63%、 1,237,032 株)	— —	12,370 個 (13.63%、 1,237,032 株)	第2位

③ ヤスハラケミカル取引先持株会

	属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	9,999 個 (11.02%、 999,920 株)	— —	9,999 個 (11.02%、 999,920 株)	第3位
異動後	—	—	—	—	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式並びにワイエス興産、安原禎二氏、沖津妙子氏、沖津弘之氏及び原田桂子氏がそれぞれ所有する当社株式を除きます。また、ワイエス興産、安原禎二氏、沖津妙子氏、沖津弘之氏及び原田桂子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。）を取得できなかったことから、当社が2025年10月31日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

（参考）2025年12月17日付「ヤスハラケミカル株式会社株式（証券コード：4957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

以上

各 位

会社名 YAHOO株式会社
 代表者名 代表取締役 安原 穎二

**ヤスハラケミカル株式会社（証券コード：4957）に対する
 公開買付けの結果に関するお知らせ**

YAHOO株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年10月31日、ヤスハラケミカル株式会社（証券コード：4957、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月4日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年12月16日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

YAHOO株式会社
 広島県府中市高木町1071番地

(2) 対象者の名称

ヤスハラケミカル株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,900,850(株)	2,875,600(株)	—(株)
合計	5,900,850(株)	2,875,600(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（2,875,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,875,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数（5,900,850株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年10月31日に公表した「2026年3月期第2四半期（中

間期) 決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,839,663株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(1,763,993株)、並びに、本公開買付けに応募しないことを合意しているワイエス興産有限会社(所有株式数:1,237,032株)、安原禎二氏(所有株式数:1,186,560株)、沖津妙子氏(所有株式数:466,178株)、沖津弘之氏(所有株式数:145,820株)及び原田桂子氏(所有株式数:139,230株)がそれぞれ所有する対象者株式(以下「本不応募合意株式」といいます。)の合計数(3,174,820株)を控除した株式数です。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年11月4日(火曜日)から2025年12月16日(火曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,380円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,875,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(5,209,782株)が買付予定数の下限(2,875,600株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2025年12月17日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,209,782株	5,209,782株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券()	一株	一株
株券等預託証券()	一株	一株
合計	5,209,782株	5,209,782株
(潜在株券等の数の合計)	一株	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	32,148 個	(買付け等前における株券等所有割合 35.42%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	52,097 個	(買付け等後における株券等所有割合 57.40%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,748 個	(買付け等後における株券等所有割合 34.98%)
対象者の総株主等の議決権の数	90,675 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月13日に提出した第68期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(10,839,663株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(1,763,993株)を控除した株式数(9,075,670株)に係る議決権数(90,756個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ eスマート証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2025年12月23日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己

株式及び本不応募合意株式を除きます。) を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

YAHOO株式会社

(広島県府中市高木町 1071 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上